



## 私のひとこと

### 「戦争法」廃止する政府をつくろう

山元 三恵子

「戦争法」が強行採決で「成立」させられ、日本が海外で戦争する、ということが、現実のものになろうとしています。

私は団塊の世代で、「戦争を知らない子供」として育ちました。日本は、間違っただけで戦争をして反省し、憲法で二度と戦争をしないと決めた、と教えられてきたのです。

大人達から聞いた戦争の話は苦しく、耐えがたいものばかりで、日本が戦争をしなくなって、本当によかった、と思いました。

戦争を望むのは、戦争で儲かる財閥、大企業の一部の人達ぐらいでしょう。どんな口実をつくっても、日本が戦争をすることは、憲法九条に違反し、間違っているのです。

この「戦争法」廃止のため、野党が協力して、民主的な政府をつくらねばなりません。小選挙区制という違憲の選挙制度の下で、選挙に勝たねばならないのです。野党が協力しなければ、安倍政権の独裁を永く許し、秘密保護法の下、暗黒でもの言えぬ国となるでしょう。

今こそ一人ひとりが、何ができるかを考え、行動する時です。ともに頑張りましょう。

(住吉地域九条の会)



(写真)「戦争法廃止は憲法」と声をあげる人たち=13日、国会前

## 安倍改憲許さず、世論と運動が決定的

### 憲法学習講演会

10月21日、東灘区民センター第1・第2会議室において、「安倍内閣がめざす日本、日本国憲法がめざす日本」～2015年安保闘争の分岐に立って～と題して、石川康宏神戸女学院大学教授による憲法学習講演会が開かれ、シールズの若者をはじめ各層から70名近くが参加しました。9月19日強行採決された「安保法」はどのようなものかと話を始めた石川さんは、安倍自民党が作りたくない日本はどのようなものかを、自民党の新綱領と「日本国憲法改正草案」に基づき説明し、現在の日本国憲法はどのような道を示しているかを詳しく説明されました。

そして今後の取り組みとして、この間の「戦争法案」反対に立ち上がった若者を初め、自発性を持った運動が広がっていることを示し、「国民の世論と運動が決定的に大事です」と熱く訴えられました。



# 9・19を忘れない！！ 毎月19日に抗議宣伝 東灘憲法共同センター軸に

「戦争法案」(安保法案)が強行採決された2015年9月19日を忘れず、戦争法の廃止と閣議決定の取り消しを求める運動が、東灘区でも力強く前進しています。

個人が自発的な意思で参加する「九条の会.ひがしなだ」とは“車の両輪”の関係にあるのが、民主的な諸団体や労働組合などが組織参加して発足した憲法改悪ストップ！東灘区共同センター（略称：東灘憲法共同センター）。

その共同センターはいち早く、「毎月19日に抗議宣伝行動を」と決め、従来の「毎週火曜日夜刻宣伝」を、これに合流させています。第1回目の10月19日（月）16：30～には、JR住吉駅北側一帯に50人以上が集まり、成功させました。年内は11月19日（木）がJR摂津本山駅～山手幹線、12月19日（土）は阪神御影駅で、開始時刻はいずれも夕刻4時から。

また、11月29日（日）14：00～東灘区民センターでの講演会（講師：富田宏治・関学大教授）で、戦争法廃止への展望を学びます。

東灘憲法共同センター主催  
**安倍政権から憲法を取り戻そう**  
～戦争法（安全保障法制）廃止への展望～

11月19日、安保、戦争法の強行採決は、この国に大きな危機をもたらした。憲法が、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を根底から覆す明白な危険がある事態により不利益を蒙った人にしてはならない。それを逆手に取ったような安倍政権。そして、戦争法強行採決の裏面から出た新たな憲法運動。戦争法撤回の国会議員の連日を継続した人も改めて、この法案は国民の命を奪う。廃止への運動をすすめよう。

政治思想史を専門にした憲法学者が、わかりやすく、楽しく語ります。ぜひご参加を。

**講師：富田宏治さん**  
(関西学院大学法学部教授)  
国府知事補選は、選挙年表の会でも活動中。この夏も、日本憲法界大分県連合会「国府知事補選委員」として活躍されました。

2015年11月29日(日)  
14時開始(13時半会場)  
東灘区民センター9階  
多目的ホール  
参加協力費 500円

主催：憲法改悪ストップ！東灘区共同センター  
連絡先：東神戸医療互助会 (851-9381)



弁護士深草徹の  
「ここがポイント」

## 「個人の尊厳」と憲法9条



「事態対処法」により、「わが国と密接な関係のある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と認めるとき、政府は、自衛隊に防衛出動を命じ、武力行使させることができることとされました。

「生命、自由及び幸福追求の権利」は憲法13条で認められた国民の基本的権利です。政府は、これを引っ張り出し、うまく利用したと、ほくそ笑んでいることでしょう。

しかし、大事なことを忘れているようです。憲法13条の冒頭には「すべて国民は、個人として尊重される」と書かれています。これは「個人の尊厳」を保障したものです。ですから「生命、自由、幸福追求の権利」は、「個人の尊厳」に裏打ちされたものでなければなりません。

武力行使＝暴力は、他者の「尊厳」を侵害すると同時に、自己の「尊厳」をも冒す行為です。憲法13条を、武力行使の根拠として引っ張り出すことなど、もってのほかです。

「個人の尊厳」と「生命、自由、幸福追求の権利」を両立させるには、憲法9条の“非軍事平和主義”を活かすことが必要です。

(九条の会.ひがしなだ共同代表)

## 平和随想

### この国が戦争のできる “普通の国” だった時

公庄 れい (82 歳)

その時、私は国民学校（小学校）の生徒だった。音楽の時間に“薫る 薫る 若葉が薫る”という唄を習った。休み時間に、カオルという名の男の子が「俺の名前を呼び捨てにしたな」と、私の頭を殴った。登校する道では、私を殴るために、男の子たちが迎えに来た。殴られる毎日を私は、大人にも先生にも、訴えはしなかった。男は威ばるのが当然、それに耐えるのが女だ、という時代の空気が、子供なりに判っていたから。

今から 20 年ほど前の 8 月、私は韓国のオバさん達とダベっていた。一人のオバさんが、何気なしに言った。「こんな暑い日でも、青白い顔をして、寒い、寒いって言っていた娘がいたよね」「そうそう、あの頃には、どこの村にも、そんな娘がいたね。足を広げてヨチヨチ歩いて」「オモニは、この娘（こ）は、って泣くばかりだった。でも、みんなすぐに亡くなったよね」。

オバさん達は、普通の世間話のように話した。瞬時の沈黙のうちに、三人の初老の女は、未だ骨格の定まらない少女の身に加えられた、残虐な行為を、わが身に痛く感じとっていた。

(孫たちの将来を案じるおばあちゃんの会)



## 九条の会訪問記（その 4 5） 商社・市民 9 条の会・関西 幅広く市民に呼びかけ 財政確立も重要な柱に

憲法改悪反対の運動が、全国的に広がった 2005 年 7 月 2 日、商社の労働組合運動などで知り合った有志 32 人がよびかけ、「憲法 9 条問題を学習し、話し合おう商社の会・関西（略称：商社 9 条の会・関西）として発足しました。その後、商社の枠を超えて、一般の人達にも参加してもらいやすい形を模索。名称も「憲法 9 条・平和問題学習フォーラム（商社ほか勤労者市民の集い）」とした時期もあります。



孫崎享さんの講演会も大盛況

一方、2012 年 6 月 13 日付け会報第 12 号にはこの間、困難に陥った要因を①世話人の高齢化による人的体制②積極的な財政確立③幅広く参加者増を目指す取り組み・・・の 3 点から分析し、発足以来の活動は、「本会報を以て終了」させ、以後は、新体制で立て直す旨、記載されています。新体制は、「商社・市民 9 条の会・関西」として再開、特別カンパや講演時の会場カンパなどで財政を健全化しつつ、2014 年 9 月の第 13 回講演会には、丹羽宇一郎・元伊藤忠商事会長・前中国大使、今年 9 月には孫崎享・元外務省国際情報局長を招いて大きく成功させ、軌道に乗せました。9 条の会のような、個人参加による市民運動で、“経営感覚”をしっかりと持つことの重要性を、如実に物語っています。

# 芦屋で「戦争と平和」絵本展

## 読み聞かせ、ミニ講演も大好評

「戦争と平和」絵本展が10月24日、芦屋市の上宮川文化センターで開催され、「昔の子供」も含めて、多数の参加で賑わいました。

主催は、芦屋「九条の会」。子供と守る九条の会が共催し、九条の会・ひがしなだも協力し、新たなネットワークの広がりが、共感を呼びました。

絵本は、芦屋市図書館から借り出したほか、世話人達が自宅にあった本を持ち寄り、大勢のボランティアたちが分担して読み聞かせるなど、九条の会としては、異色の取り組みとなりました。

他にサプライズは、戦争映画評論家の永田嘉嗣さん（芦屋市在住）によるミニ講演。愛媛県での社会教育活動を踏まえて、「ウルトラマンは正義の味方か」「コスモリアン（心に国境を持たない人）が増えれば、戦争はなくなる」など、優しい語りかけが好評でした。

「戦争法」が強行可決され、草の根から「アベ政治を許さない」の声が湧きおこる中で、「次世代にもつながる」有意義なイベントとして注目され、反響が広がっています。



### 催し物案内

#### 10周年特別企画

日時：2016年1月11日（月・祝）14：00開演（13：30開場）  
場所：東灘区民センター8階第1～第2会議室（JR住吉駅5分）  
講演：「医療から見た日本現代史の真実」  
講師：川島龍一・兵庫県医師会会長（川島クリニック院長）  
主催：九条の会・ひがしなだ 史跡・戦跡めぐりの会  
参加費：カンパ制  
連絡先：090・7366・9420（中村）

#### 第10回北区9条のつどい

日時：11月28日（土）14：00～（開場13：30）  
場所：すずらんホール（神戸電鉄鈴蘭台駅5分）  
講演：「今、沖縄が燃えている」  
講師：島 洋子・琉球新報社東京報道部長  
友情出演：合唱団 渚  
主催：神戸市北区9条の会ネットワーク  
参加協力費：500円（高校生以下無料）

#### カンパの郵便振替口座

口座記号 00900-6  
番号 0217129  
名義 九条の会・ひがしなだ



#### 音楽と憲法のつどい

日時：12月5日（土）13：30～（開場13：00）  
場所：西宮市立勤労会館ホール（JR西宮駅5分）  
第1部：ピアノ独奏 大上結歌さん  
第2部：講演「安倍政権の戦争法強行と日本のゆくえ」  
講師：渡辺治・一橋大学名誉教授  
主催：「九条の会」西宮ネットワーク  
資料代：500円（18歳以下無料）  
連絡先：0798・26・0537

★「孫たちの将来を案じるおばあちゃんの手紙」の井上美地さんから、「ご丁寧な「御礼」葉書が到着。戦争法の強行採決には「体が震える思い」として、「ここで屈してはならない」とヤル気満々。署名も違憲訴訟も、と意気盛んです。（田）

★深草弁護士が10月23日、東灘区で講演。「憲法制定権者である国民のできる違憲立法審査権の行使は、『安保法』廃止の政府をつくること。その条件は整備されつつある」と明快です。（田）